

# 社会教育人材に関する参考資料

「社会教育士」創設までの主な議論	… P. 2 ~ 3
社会教育関係職員の地方財政措置	… P. 4 ~ 5
社会教育人材の活躍事例	… P. 6 ~ 10
様々な分野における社会教育との連携事例	… P. 11 ~ 15
特色ある社会教育主事講習の事例	… P. 16
社会教育人材部会最終まとめにおける提言	… P. 17 ~ 19

## 平成25年9月) 中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

(社会教育主事の必置の必要性)

- 平成24年7月、全国市長会から、社会教育主事の必置義務の廃止の要望が提出されたが、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境情勢を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましい

(社会教育主事資格の活用)

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能
  - ・ 首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化
  - ・ 社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に

## 平成29年8月) 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

(社会教育主事資格の活用について)

- 社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。
- 社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ
- 社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、「社会教育士(仮称)」の称号を付与することを検討(平成32年4月目途新制度に移行)

# 「社会教育士」創設までの主な議論②



## 平成30年2月28日公布) 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (平成30年文部科学省令第5号)

(社会教育士の称号付与の趣旨及び概要)

- 社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる

### ■ 社会教育主事講習等規程 (抄)

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

(社会教育士に期待される役割)

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

## 平成30年12月21日) 中央教育審議会答申 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

- (社会教育主事は) 「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- (社会教育士は) 環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

令和2年4月1日 (改正) 社会教育主事講習等規程の施行

社会教育主事は、社会教育法第9条の2に基づく都道府県、市町村の必置の職員であり\*、社会教育主事を含む社会教育に係る職員の給与費は地方交付税措置が講じられている。

\* 町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令(昭和34年政令第157号)附則第2項に経過規程が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律(昭和34年法律第158号)の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあつては、当分の間、社会教育主事を置かないことができるとされている。

## <標準団体における地方財政措置の概要>

※道府県においては、人口1,700,000人、市町村においては、人口100,000人が標準団体

	細目・細節	区分	経費	積算内容
道府県	その他の教育費 (細目)5社会教育費 (細節)(1)社会教育・文化財保護費	給与費	243,860千円	職員数38人 (派遣社会教育主事4人 (スポーツ担当を含む)を含む)
市町村	その他の教育費 (細目)2社会教育費 (細節)(1)社会教育費	給与費	80,850千円	職員数13人

# 派遣社会教育主事の実施状況について



市町村の社会教育指導体制の整備充実（社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進）を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

## ＜都道府県における派遣社会教育主事制度の有無＞（社会教育調査）

	有	無
平成 11年度	<p>【41道府県】</p> <p>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>	<p>【6都府県】</p> <p>東京、長野、静岡、大阪、鳥取、高知</p>
令和 3年度	<p>【8道府県】</p> <p>北海道、宮城、秋田、群馬、富山、京都、島根、山口</p>	<p>【39都府県】</p> <p>青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>

## ＜財政措置の経緯＞

- ・昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始
- ・昭和60年度 交付金制度を改正し、「社会教育指導者事業交付金」により、必要経費の一部を交付  
⇒平成9年度限りで「社会教育指導者事業交付金」廃止
- ・平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

# 社会教育主事の配置について(島根県の事例)

中央教育審議会生涯学習分科会  
社会教育人材部会最終まとめ  
参考資料集より抜粋

## 【社会教育主事派遣制度の概要】

- ・県の社会教育主事(教員籍)を市町村教育委員会に派遣し、専門性を活かした社会教育を推進している。
- ・令和6年度は18市町村に23名を派遣している。(全19市町村)

## 【派遣社会教育主事の職務】

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育※の推進(※ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的とした教育)
- (3) 地域を担う人づくりの推進



### 【学校・家庭・地域の連携協働】

教育に関わる人々のネットワーク化を推進  
↓  
地域をあげて教育に関わる気運を醸成

・学校に関わる**各種のコーディネーター等を統括する立場として社会教育主事が支援。**

・学校教育に関わるあらゆる教育主体とのネットワークづくりを進めるとともに、コーディネーター等の資質向上にも積極的に寄与。



### 【ふるさと教育の推進】

ふるさとでの「ひと・もの・こと」を生かした教育活動の支援

・ふるさと教育のカリキュラムづくりについて、発展性・系統性を意識した教育活動になるよう、保・小・中での話し合いを**公民館職員と社会教育主事がコーディネート**。学区を越えての情報共有を経て、地域ごとの教育活動がさらに特色あるものに深化。



【地域を担う人づくりの推進】公民館を”ひとづくりの拠点”と位置づけ、公民館による事業や学校教育との連携を支援

・社会教育主事が**積極的に公民館を訪問して協議**。県や市町村としての方向性について丁寧にすり合わせるとともに、様々な事業の計画から運営までを支援。  
・市町村における公民館職員研修の実施や県実施の研修等での公民館職員への伴走などで資質向上を図り、公民館活動や学校との連携、**地域課題に向き合う人づくりにつながる活動の充実を図る。**

## 【島根県の制度のポイント】

- (1) 社会教育主事資格を有する小中学校の教員籍の人材が派遣されている点
- (2) 市町村が自主的に県に要請し、相応の費用負担をして派遣を受け入れている点(市町村任用の社会教育主事配置も条件)
- (3) 派遣社会教育主事を支援する重層的な仕組みが県行政によって整備されている点
- (4) 県が任用する社会教育主事の配置先を複数確保し、任用を繰り返すことで社会教育の専門性を高めることができる点

## 【事例】 社会教育主事が地域と連携して地域活性化に取り組んでいる事例（北海道厚真町）

北海道厚真町では、社会教育主事が中心となって学校・地域コミュニティ・NPOと連携した取組を展開  
学校・地域コミュニティ・NPOなどには社会教育士を取得した者もあり、協働して厚真町の地域活性化に取り組んでいる

### NPO法人「ezorock」と連携した取組

- 関係人口創出プロジェクト179リリースを通じて、厚真町に興味をもつ大学生などに厚真町の地域を活性化する事業関わってもらう取組。
- NPO法人に所属する社会教育士取得者と厚真町社会教育主事及び大学とが連携、協働し、地域づくりに関する実習を支援。  
（例）放課後児童クラブでの体験活動や農業体験、大学生という第三者から見た地域の良さや課題をフィードバック。  
※厚真町では教育委員会が放課後児童クラブを所管。
- 児童・生徒・大学生だけでなく地域全体での学びを実現。

### 「あつひやく」

### 100年先の厚真を創る、100の学び場プロジェクト

～令和8年度の教育振興基本計画へ向けて～

- 先生もお母さんもお父さんも役場の人もまちの人も地域コミュニティみんなでこの先の教育を語って、共に創る学びを実践。
- 学校教育×社会教育＝地域の教育としての文化を醸成  
学校教育・社会教育が連携・協働しながら、地域の教育文化として何があっても学びの好循環を止めないための基盤整備を目指す。
- 学校でできること、学校外でできることの明確化  
地域の教育を学校だけに背負わせるだけではなく、地域が学校の思いをくみ取り、子どもを中心として地域全体で子どもを育てる機運を醸成。

### 厚真高校魅力化プロジェクトの取組～

- 厚真町社会教育主事も一緒になって、厚真高校魅力化事業を展開。SNSなどを活用して道外から厚真町の高校魅力化に興味をもってもらえる人材を募集。高校魅力化支援員の一人は、社会教育士の称号を得ている方がおり、公営塾や学校運営協議会の立ち上げのほか、高校と地域がつながるような総合的な探究の時間の授業コーディネートを実施。
- 放課後の学習指導だけでなく生徒たちが興味・関心のあることを社会教育主事や地域住民とともに実施。  
（例）防災キャンプで火起こしの挑戦、地域企業の職場体験、厚真人かるたの取組など。

### 厚真町社会教育主事から一言

自治体だけで完結するのではなく、近隣自治体や、民間企業のように、さまざまな資源をもっている人や団体との連携や、自治体職員の枠にとらわれず常に越境しながら、お互いのリソースをシェアしていくことなどによって、人口約4,300人の小さな町でも、世界や本物と出会い、子どもから大人までが生涯にわたって、探究し続ける、町としての学びの文化を創造できると考えている。まさに、目の前の人の生活や暮らしを豊かにするためにできることを考え、町民ひとりひとりが、生きがいややりがいをもって、自分が納得した生き方を選択できる、そんな町を目指した取り組みを今後も推進していく。

## 【事例】 社会教育主事と社会教育士が学校を核として連携している事例（島根県益田市）

島根県益田市では、「地域と学校をつなぐ翻訳者」、「学校外の場を地域の人とともに耕していく」をmissionとして**益田市教育委員会協働のひとづくり推進課（社会教育主事在籍）**が中心となって**社会教育コーディネーター**を配置。社会教育コーディネーターは学校運営協議会を設置する小学校に配置され、その地域で「**地域学校協働活動推進員**」としての役割を担うため、その在任期間中に、**社会教育士の称号**を取得する者が多い。その称号を活かし学校を核とした地域づくりの実現を目指す。社会教育主事は、毎月定例報告会で情報を共有するなど、社会教育コーディネーターの取組の相談に乗ったり、今後の活動の助言や支援などを行っている。

### 社会教育コーディネーターとは

- 益田市教育委員会協働のひとづくり推進課が中心となって**学校と地域を繋ぐ人材として社会教育コーディネーター**を市が委嘱して**小学校に配置**。（派遣社会教育主事は、社会教育コーディネーターの相談・サポート役を担う。）
- 地域学校協働本部（つろうて子育て協議会）から推薦され、学校運営協議会委員としてコミュニティ・スクールの活動にも参画。
- 在任中に**社会教育士の称号**を取得する人が多い。（5名中4名取得）

### 社会教育コーディネーターによって創りだされた動き

- ◆ 学校だけでは取り組めない取組を地域全体で。  
⇒地域の高齢者とのスポーツ大会、長期休業・土日を活用した活動等。
- ◆ 地域全体を知っているのは社会教育主事・公民館。  
⇒地域全体で子供たちを支援。
- ◆ 学校を核とした地域づくりは、地域の大人の輪が広がった活動に発展。
- ◆ 学校（教頭）、地域住民、行政（社会教育主事）、大学生、学校運営協議会、公民館主事が中心となってまちづくり団体を組織。  
⇒地域全体の活動へ発展。



【地域ができることを議論】



【地域活動が活性化】

### 益田市教育委員会社会教育主事から一言

社会教育コーディネーターは、地域と学校をつなぐ言わば「翻訳家」として、校内は勿論、学校外（長期休業中や放課後等）の豊かな子供達の学びには欠かせない存在となっている。子供達を中心に据えながら**多世代が関わる地域での活動作りが広がっていることも**、カウンターパートナーである**公民館や社会教育主事**にとっては大変心強い。

# 社会教育人材の活用事例（山口県）

中央教育審議会生涯学習分科会  
社会教育人材部会最終まとめ  
参考資料集より抜粋

## 取組の概要と特長

社会総がかりで子供たちの学びや育ちを見守り、支援する「山口県の地域連携教育」を支える人材として、**社会教育の専門性を有する人材の活用を図る**ため、社会教育主事講習や養成課程を修了した者を教員採用試験において考慮の対象とした。

## 教員採用候補者選考試験における活用の取組

・平成31年度採用選考より、学校と地域との連携の意義や方法を理解し、社会教育の専門性を有する人材として、社会教育主事となるための科目を修得した者を選考に当たったの考慮事項に加えた。

・考慮事項：次の①又は②のいずれかに該当している者

- ① 社会教育主事講習を修了した者
- ② 社会教育主事養成課程を修了した者  
(大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位(24単位)を修得した者)

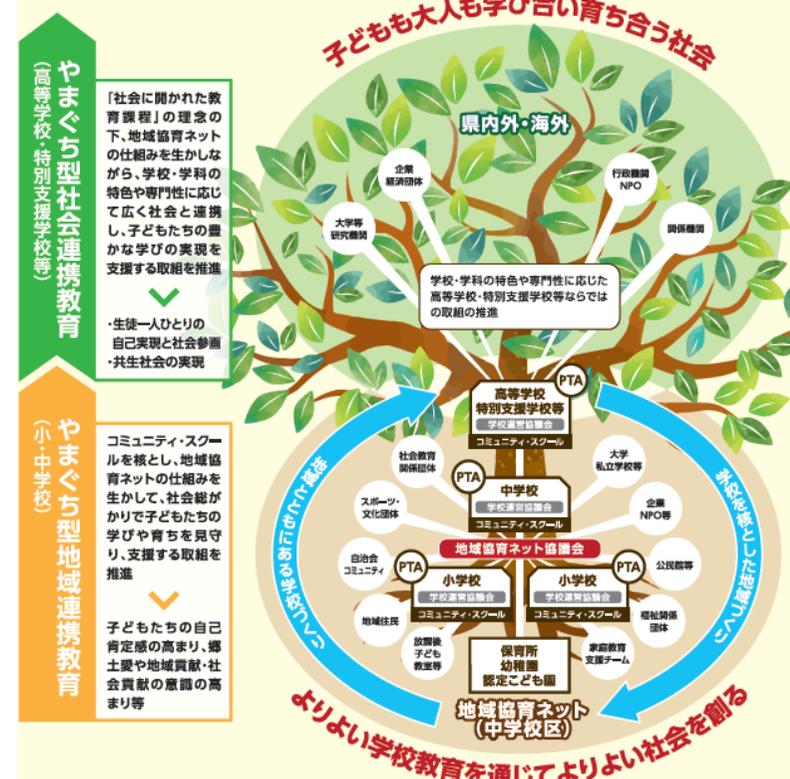
## 山口県が求める教職員像

～未来を担う子供たちに あなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身に付けた人
- ◎強い責任感や使命感と高い倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎変化を前向きに受け止め、自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎明確な目標をもち、自他のマネジメントができる人
- ◎学校組織の一員として、家庭・地域・社会等と連携・協働できる人

## 社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

社会に開かれた教育課程の実現に向けた「山口県の地域連携教育」の更なる推進  
～義務教育・高等学校教育の各段階を通じて、全県的な規模で、学校と家庭・地域・社会の連携・協働による取組を充実～



# 社会教育人材の活用事例 ～地域連携教員（栃木県）～

中央教育審議会生涯学習分科会  
社会教育人材部会最終まとめ  
参考資料集より抜粋

## 「地域連携教員」制度（栃木県）の概要

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の観点から効果的・効率的に展開し、**子供たちの生きる力の育成と地域に根ざした特色ある学校づくりを推進**するため、平成26年度から**県内すべての公立学校に地域連携教員を配置**。

その際、**社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用**している。

### 社会教育主事有資格者の計画的な養成

有資格者の公立学校への全校配置を目指し、計画的に養成している。

- ・教員のうち有資格者数：907名（2024年3月現在）
- ・2023年度の社会教育主事講習受講者数：65名（うち教員48名）

#### 【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

- 学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
  - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- 社会教育の手法を生かした支援
  - ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- 教育情報の収集と発信
  - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- 地域における社会教育活動
  - ・地域のボランティアグループへの参画 等

### 地域連携教員への支援

#### ○研修の実施

地域連携教員の役割や活動の進め方、ネットワークづくり等の研修を実施。

#### ○「地域連携教員のための手引書」の活用

理論編・実践編をまとめ、県HPに掲載。

#### ○「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」の作成と活用

学校と地域の連携・協働に関する地域連携教員の役割や校内体制の整備のポイント、コーディネーターとの連携方法などを示し、研修等で活用。



# 様々な分野における社会教育との連携事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

## 学校図書館 × 社会教育 (埼玉県さいたま市)

### 学校図書館 (司書) の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

### 社会教育 (士等) の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を**地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携**することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの**課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進**できる

### 具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わることができる場である公民館にあらためてつながる** (高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会)
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開 (Youtubeラジオなど)



## 防災行政 × 社会教育 (北海道恵庭市)

### 防災行政 (職員) の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル (避難所運営マニュアル等) の作成・周知

等

### 社会教育 (士等) の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気付きを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

### 具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施** (住民同士の協議が、「次はどうする?」と**自発的・発展的に展開するところまで促す**)
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



# 様々な分野における社会教育との連携事例②

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

## 農業・地域づくり × 社会教育 (島根県安来市)

### 農村RMO(※)の役割・業務 (※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

### 社会教育(士等)の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

### 具体的取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事**がオブザーバーとなり、**公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい**人のつながり**と**新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



## 公民館 × 社会教育 (大阪府貝塚市)

### 公民館(主事)の役割・業務

- 地域住民の学習ニーズ等を踏まえた事業の企画・実施(講座の開設等)
- 公民館を活用して地域住民・団体等が行う活動の企画運営上の相談対応等

### 社会教育(士等)の視点

- 公民館を地域住民の**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、公民館で実施する講座の参加者など**公民館利用者が、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域との関わりを促す**ことが必要

### 具体的取組・活動

- 地域住民が参加してくれるのを待つのではなく、「出前講座」や「移動公民館」などの取組により**公民館が自ら出かけていくことで、地域との関わりを強化**
- 公民館職員だけでなく、講座参加者など公民館の**利用者にも、学校や地域に出かけてもらう**ため、社会教育施設の**役割や意義を知ってもらう機会や実際の活動を共有**する場を設定
- 地域の多くの**団体やボランティア活動をつなぎ、支え、学ぶ場面を作る**ことにより、他者や地域に目を向け活動を広げていく機会を創出



# 様々な分野における社会教育との連携事例③

## 学校教員



## 社会教育

(栃木県)

### 学校教員の役割・業務

- 学校教育において児童生徒と日常的にコミュニケーションを取り、学力向上や人格形成に資する教育指導を行う

等

### 社会教育（士等）の視点

- 学校と地域が連携した教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開できるよう、**地域連携教員**として**地域との調整や活動づくり**を担う
- 児童生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、生涯にわたって生きる力を育むとともに**地域に根差した特色ある学校づくり**を推進

### 具体の取組・活動

- 全ての公立学校において、原則として社会教育主事有資格教員を対象に地域連携教員として指名・配置し、次の3つの職務を担う
  - (1) 地域と連携した取組の**総合調整**（プランナー：企画者）
  - (2) 地域と連携した取組の**連絡調整や情報収集**（コーディネーター：調整者）
  - (3) 地域と連携した取組を**充実させる支援**（アドバイザー：助言者）
- 教員が**地域づくりの視点**を持つことで、**教育活動の充実**につながっている



## 行政職員



## 社会教育

(北海道東神楽町)

### 行政職員の役割・業務

- 人口減少、コミュニティ機能の低下等、地域が抱える課題の整理
  - 計画に基づき、地域が抱える課題に対応した町政の執行
- 等

### 社会教育（士等）の視点

- **多様な立場や意見を理解・尊重し**、住民との協働によりまちづくりに取り組む
- **地方自治における多くの面で教育的視点**が求められている
- 学びに対する住民ニーズの把握や次世代を育てる社会教育を**公民館が独自に実施**

### 具体の取組・活動

- 未就学児保育、発達支援、学童保育、老人クラブ等の**首長部局にあった事務を教育委員会へ移管**することで、事業運営に教育的視点を取り入れている
- 地区公民館ごとに地区別計画を策定する際、**ワークショップ**を取り入れている
- 公民館協会の中に公民館振興首長部会が立ち上がり、首長が積極的に社会教育や公民館振興を通じたまちづくりに取り組む
- 首長部局からも優秀な社会教育人材を求めるとともに、職員教育・研修の一環として、**社会教育主事の資格取得を推奨**し、キャリア形成にも活用していく



## NPO



## 社会教育

(ふくおかNPOセンター)

### NPOの役割・業務

- 不特定かつ多数の者の利益に寄与する特定分野に関わる活動
- ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進

等

### 社会教育（士等）の視点

- 特定の分野に限らず、人権や福祉・防災など、多様な視点やユニークな手法による学びの場を提供することで、**相互理解に基づく組織横断的な社会課題の解決**を支援

### 具体の取組・活動

- **公民館との接点を持つこと**で、地域の課題解決に向けて取り組む人・団体同士による連携やアイデア交換ができるようマッチングを行う
- 中間支援組織として様々なNPOや企業と積極的に関わる中で、次のような傾向が表れている
  - ・組織の専門性を超えたユニークな体験や学びのニーズが高まり、官民で「**社会教育**」との接点が増加している
  - ・力量あるNPOが多様な分野で活躍している
  - ・地域全体の学びを推進する観点で、**社会教育や社会教育主事に対するNPOや企業からの関心**が高まっている

## 社会福祉士



## 社会教育

(東京都小金井市)

### 社会福祉士の役割・業務

- 社会的包摂の実現のために、地域住民が地域や自身の抱えている問題を課題化できるよう支援し、ウェルビーイングを高めるよう、地域住民や地域団体に働きかける。
- 生活課題を抱えている地域住民が、自ら支援を求めることが難しい場合、専門機関や地域資源である他団体と連携及び調整し、アウトリーチにつなげる。

### 社会教育（士等）の視点

- 公民館を**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、講座の中だけでなく**生活の中でもつながれる**よう地域の関わりを促進
- 地域の**多様な世代や組織をつなげる**ことで、地域の協働・連携を促進するとともに、話し合い・学び合いの中での**気付きも促進**する

### 具体の取組・活動

- 地域包括ケアシステムを考える会議で**公民館と連携できないか**と考え、「高齢者になるとおこりうること」啓発パンフレットづくり検討会が立ち上がる
- 検討会には地域住民をはじめ、金融機関、社会福祉協議会など、**それぞれの立場でできることが共有**され、他機関との連携や地域住民の参画による**地域コミュニティ基盤が創出**
- 多様な世代による交流の中で、高齢者のお金の管理をテーマにした創作劇「さちどん」を**若者による自主講座としてコーディネート**



民間企業



社会教育

明治安田生命保険  
相互会社

## 生命保険会社の役割・業務

- 「相互扶助」の理念にもとづき、保障とアフターフォローの提供によって、一生涯にわたり、お客さまに安心をお届け
- 社会ニーズの変化をふまえ、ヘルスケア・QOLの向上および地域活性化における役割を拡大

## 社会教育（士等）の視点

- 各地域において従業員のなかに地域とのつながりが強い人材がいることで、生命保険会社が行なっている**地域交流・活性化の取り組み**の補完機能を期待
- 例えば、スポーツ応援等を通じた**地域住民の交流**や、**暮らしやすさを向上**させる、公民館での講座の開催、金融・保険教育、行政サービスの案内等

## 具体的取組・活動

- **民間企業のノウハウや健康分野の知見**を活かして、公民館で住民向け講座の開催（全国公民館連合会と連携した「MY定期講座」）。地域住民が**主体的に楽しく学べ**、体験活動を通じて「**自分ごと化**」できる内容を提供
- 住民の生活課題を確認し、最適な行政サービスをご案内
- 地域の小学生・中学生等に対する金融・保険の出張授業の実施
- 産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みへの参画



## 社会教育士特設サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_l/08052911/mext\\_00667.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html)

社会教育主事講習  
地域教育魅力化コーディネーター育成コース

主催：島根大学教育学部

【開講期間】令和5年7月15日（土）～令和6年1月21日（日）  
【実施方法】ICTを活用した遠隔講義と対面型集中講義の併用  
【受講定員】50名  
【申込期限】令和5年5月31日（水）必着

## コースの特徴

- ◆ 学校と地域の協働に重点化したカリキュラム！
- ◆ オンラインを活用した対話的、協働的、探究的な学び！
- ◆ 現役実践者と大学教員による実践知と学術知の融合！
- ◆ 現場での実践に伴走する少人数でのゼミ！

令和5年度島根大学社会教育主事講習パンフレットより抜粋

## <開催方法>

- ・ICTを活用した遠隔講義と対面型集中講義（※）の併用（※年6日程度）
- ・夜間・休日を中心とした実施

## <講習について>

### ◇社会教育経営論

関係団体や企業、行政など多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能を習得

- ・地域と学校の協働による教育魅力化と地域活性化
- ・地域教育のビジョンと経営戦略・広報戦略
- ・コーディネート機能とネットワークの形成
- ・地域教育のチームと協働体制の構築
- ・地域人材の育成と評価・PDCAサイクル

### ◇社会教育演習

少人数でのゼミによる地域教育に関する現場体験や地域の課題解決型学習に関する実践演習を実施

- ・個人テーマ別課題プロジェクトの検討
- ・学習計画の検討→テーマ別ゼミ活動→中間報告→現地視察実習等→課題プロジェクトのブラッシュアップ→最終報告→振り返り

## <修了について>

- ◇修了者には、「社会教育主事講習」修了証書と「地域教育魅力化コーディネーター育成コース」履修証明書を交付

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

## 2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

### (2) 社会教育主事・社会教育士の役割・期待

**社会教育主事は、教育委員会事務局に専門職として任用される役職**であり、実態としては、地方公共団体の事務職員や教員などで任用が見込まれる者が、社会教育主事講習を受講し任用されることが多い。その職務は、**社会教育法第9条の3第1項で「社会教育を行う者に専門的技術的助言と指導を与える」とされるほか、同条第2項で「学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」とされている。**また、そのほかにも、「審議の整理」において、「地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談など、社会教育主事の職務が非常に広範多岐にわたっている」と整理されているとおり、**地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施など、社会教育行政の中核を担っている。**実態としても、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した調査によれば、教育委員会の社会教育主管課長が社会教育主事に期待する主な役割は、学校教育と社会教育の連携推進、地域の学習課題やニーズの把握、社会教育指導者への指導助言、地域の教育資源や人材の把握などが挙げられている。

その上で、平成30年答申や社会教育の裾野が拡大している現状を踏まえると、**社会教育主事は、社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たせるよう、学校教育(行政)をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野と社会教育(行政)を、地域の自主的活動等を含めつなぎ、地域全体を俯瞰した連携・調整を図ること等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割を担うことが期待されている。**すなわち、**社会教育主事は、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている。**

一方、**社会教育士は、講習・養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習・養成課程の修了者に対して付与される称号**である。そして、その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設を中心とした従来の社会教育分野における職務やそれらを主たる活動として実践に携わる人々にとって有用なものであることはもとより、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、関連する業務や地域活動等を行う際に役立つものと考えられる。このため、**社会教育士は、まさに現場レベルの活動において、各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育の手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。**

各地方公共団体における社会教育に関する組織体制は、施設や役職の名称を含めて多様であり、社会教育主事の配置の有無と地域における社会教育の取組の活発さが必ずしも単純に比例するわけではない。しかし、**社会教育の裾野が拡大する中、社会教育の分野や担い手が多様化し、今後も広がっていくことを想定すれば、地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割は重要性を増している。**このため、**社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげることで、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制を各教育委員会において整備することが望まれる。**

その際、社会教育士といっても職務上で各分野の専門性を活かす者だけでなく、地域活動等の場面で活躍する者も多くなることも踏まえ、地域の社会教育人材が各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍することができるよう、**社会教育行政の専門職である社会教育主事が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが今後ますます重要**となる。

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

## 3. 社会教育人材の養成について

### (2) 社会教育人材の養成の在り方

社会教育主事の資格要件は、社会教育主事となる上で最低限必要な学習内容で構成されている講習・養成課程の修了に加えて、原則、社会教育主事補や教育に関する職などの一定の実務経験が求められる。また、社会教育主事として任用された後も、実務経験や研修等によって、必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待される。

こうしたことを踏まえれば、**講習・養成課程の修了は、社会教育主事への任用を見据えた、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは社会教育に関する基本的な理解を含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当である。**その上で、**社会教育主事に任用するに当たっては、社会教育士としての多様な実務経験や、教育行政職員たる社会教育主事として必要となる研修により、能力を高めたり、知見を深めたりできるように保障すること、つまり講習・養成課程とその後の研修等による段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つだと考えられる。**なお、社会教育主事の任用に当たっては、社会教育主事講習を受講するまでの実務経験等も考慮する必要があることから、その具体的な在り方については各地方公共団体が地域の実情等に応じて判断するものである。

このように、講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、そこで学んだ内容を基礎として地域の多様な場面・活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、社会教育人材として必須の共通の内容を踏まえた上で、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望まれる。

社会教育人材の養成に向けて、講習実施機関・養成課程開設大学が担う役割は大きく、これまでも各教育機関において教育内容の改善・充実が図られてきており、こうした取組が引き続き重要であることは言うまでもない。また、地域の社会教育人材の養成を担う観点から、講習・養成課程を実施・開設する大学等は、地方公共団体と密に連携していく必要がある。

加えて、今後、様々な分野の多様な人材が講習・養成課程を修了することで社会教育人材の裾野が広がることを踏まえれば、例えば、

- ・講習・養成課程の受講により社会教育の素養を身に付けた後に、職務あるいは地域活動等に従事することで実践経験を積む機会を十分に確保できるようにすること
- ・社会教育の裾野の広がりによる多様な社会教育人材との繋がりを通じて、自主的にあるいは相互に学べるような機会を得られるようにすること
- ・それぞれの属性や興味関心を踏まえ、様々なニーズに応じた多様な研修機会をデジタル技術も活用するなどして提供すること

などの取組を充実することが重要である。講習・養成課程の修了後においても、多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要である。

### (3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育法第9条の5において、**社会教育主事講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行うこととされており、現在は国や大学のほか、地方公共団体の生涯学習推進センターが実施している。**今後、**社会教育の裾野の拡大に対応するためには、社会教育人材の養成により多くの教育機関が参画する(中略)ことにより必要な社会教育人材の養成・確保を図ることが必要である。**

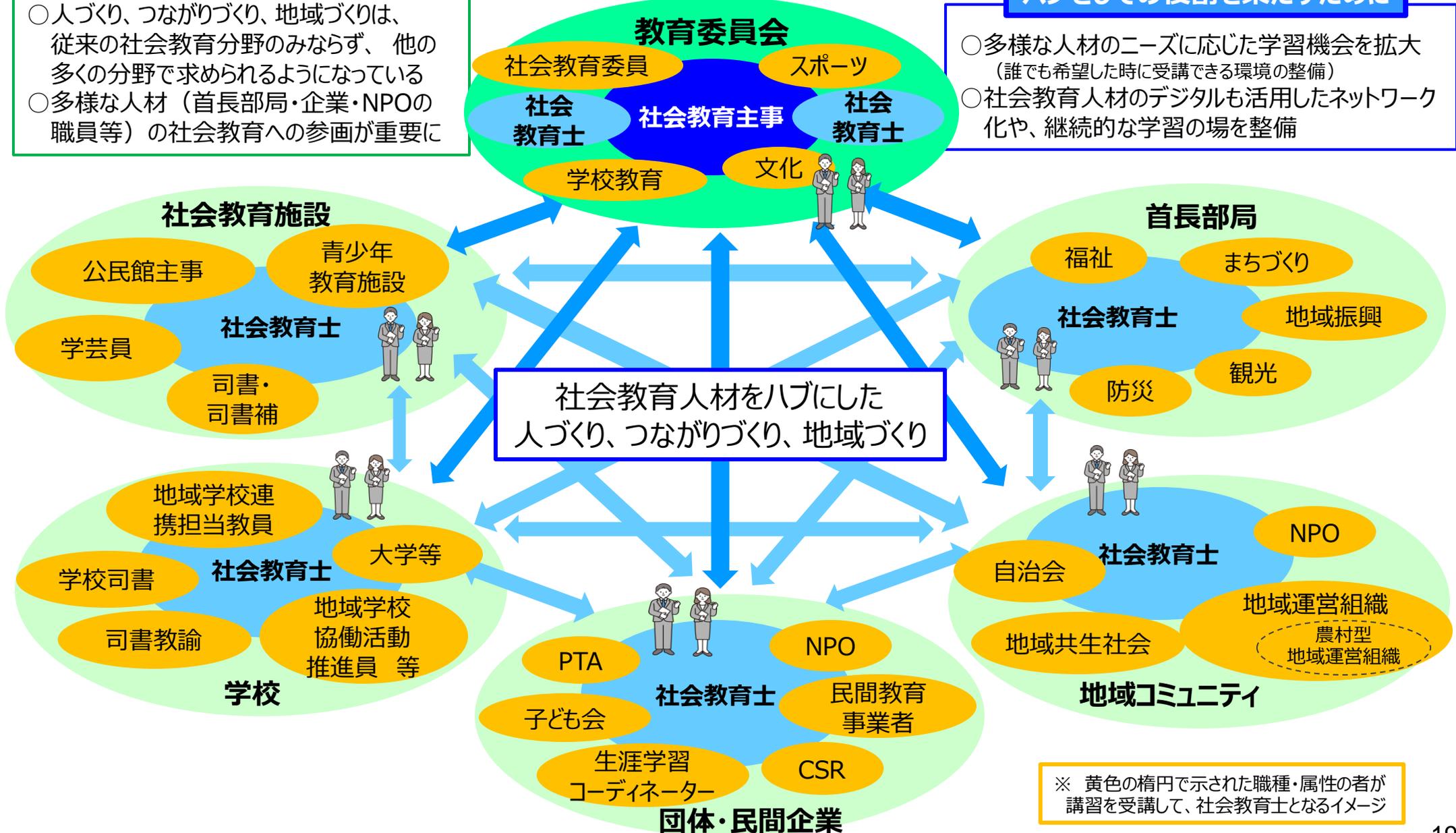
# 社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

## 社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

## 社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ